

速度取締り指針

速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道121号	9:00～18:00 9:00～18:00	芹沼地内 鬼怒川温泉大原	法定(60キロ) 40キロ
国道119号	9:00～12:00	森友地内	50キロ
国道461号	9:00～17:00	芹沼地内 轟地内	40キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態



- ▼ 人身事故の約47.5%が国道で発生している。
- ▼ 追突事故が全体の約27.1%を占める。
- ▼ 昼間帯の発生が全体の約半数を占め、12時から19時の間の発生が多い。
- ▼ 前方不注視や安全不確認を原因とする事故が多い。

～令和6年下半期～

- 死亡事故は3件、重傷事故は17件発生しており、どちらも前年と比べて増加している。
- 死亡事故は市道で発生し、重傷事故は国道で9件、県道で3件、市道で4件、林道で1件発生している。
- 高齢者が当事者となる人身事故が全体の約半数を占めている。

その他の交通指導取締り要点

- 通学児童の安全確保のため、登下校時間帯の通学路において取締り(通行禁止・速度超過等)を実施する。
- 歩行者の安全確保のため、横断歩行者妨害違反取締りを実施する。
- 飲酒運転、無免許運転等の悪質交通根絶を目指し、取締りを強化する。
- 自転車運転者のマナー向上を図るため、飲酒運転、携帯電話違反、一時不停止等の取締りを強化する。